

# 令和4年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月23日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

遅刻委員 1名 14番 坂本 江里子（9時20分入室）

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第9号 合意解約等について
- 第 3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第42号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 第 5 議案第43号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 6 議案第44号 非農地証明について
- 第 7 議案第45号 あっせんについて
- 第 8 議案第46号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さん、おはようございます。

本日、14番の坂本委員が、ちょっと遅れるということで連絡を受けております。あとK推進委員が休みの連絡を受けております。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年9月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定するかお願いします。また退席するときは、議長の許可をもらってから、退席していただきますようお願い申し上げます。

それでは開会にあたり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。

令和4年9月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様、御出席をいただきありがとうございます。

さて皆さん御存じのように、台風一過で、この頃ちょっと朝晩涼しくなってきたところでございます。また今年の台風が、11号、12号は、避けてくれたのですが、14号が直撃をいたしまして、農作物への被害がかなり出ているようでございます。被害の数値等につきましては後で事務局のほうから報告があるかと思えます。最近気候が温暖化ということで12月ぐらいまで台風が来るかもということで、心配するところです。

また、新型コロナも感染者が最近、ちょっと減っている状況でありますけれども、今後ともマスクの着用、うがい、感染予防に気をつけていただきたいと思います。

そして、8月28日から29日にかけて、全共鹿児島県最終予選会が、始良中央家畜市場で行われました。熊毛地区を代表しまして、西之表産の牛が出品されました。結果は残念ながら、県代表にはなれなかったところでございます。非常に頑張っておられたようです。また、10月6日から10日に霧島市のほうで全国和牛能力共進会が開催されるようでございます。

それでは、本日の会議を開催いたします。議事運営がスムーズに進みますよう皆様の御協力をお願いします。

## ○議長

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりでございます。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。1番 日高委員、5番 日笠山隆委員を指名いたします。

続きまして、日程第2、報告第9号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

## ○事務局

日程第2、報告第9号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は、1番から5番の5件で、現況地目田、2筆、2,561平

米、現況地目畑12筆、31,280平米、合計面積33,841平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第3、議案第41号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページになります。

今月は、所有権の移転1件、使用貸借権の設定1件、合計2件の申請がありました。

1番です。現和校区西俣地区です。現況地目畑の2筆で、面積、2,307平米を、使用貸借により、期間設定なしで借り受けるものです。なお、借り人は、経営面積が2,307平米となり、下限面積の20アールを超えます。

2番です。

現和校区武部地区です。現況地目畑の1筆で、面積467平米を、売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

続きまして担当委員のほうから報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番委員をお願いします。

#### ○6番委員

6番です。整理番号1について報告をいたします。

9月22日朝8時より借り人は都合がつかなかったもので、借り人の義兄弟であり、貸し人の息子さん立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認調査を行いました。

借り人は、会社員であります。農業を主にロベと花卉類を作りたいということで、既に1枚の畑には、ロベが植えられておりました。

貸し人には、息子さんもいますが、借り人の下限面積要件の20アールを確保するため、耕作使用貸借権の設定をしたようでございます。機械類は、親の支援を受け、技術的な研修等を通じて習得していくということでございました。なお、貸し人には、息子さんを通じて確認をとっております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

続いて整理番号2を12番委員をお願いいたします。

#### ○12番委員

12番です。番号2について報告いたします。

9月20日、朝7時、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、番号1の方と同一です。譲受人は、軽運送業をしておりますが、いとこより、家、倉庫、畑を購入し、農業を始めたいという方です。畑には、フェニックスクロベレニーを植えたいとのことです。畑の北側に倉庫があります。リフォームが終わり次第、今の借家より転居したいとのことです。譲受人は、今は農業機械がありませんが、借りながら徐々に自分の機械を増やしていきたいとのことです。経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ございましたら、挙手でお願いをいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第41号、「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第42号「農業振興地域計画変更に係る意見について」と、日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可について」は、一部同じ場所がありますので、まとめて説明をし、案件ごとに報告をいただきまして、質疑を受け、採決は、編入、用途変更、除外、5条と、それぞれしたいと思います。

御異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

#### ○議長

ありがとうございます。それでは議案第42号「農業振興地域計画変更に係る意見について」と、議案第43号「農地法第5条の規定による許可について」の議案説明をまとめてお願いいたします。

#### ○事務局

日程第4、議案第42号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」及び日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定に係る許可について」を一括して説明いたします。資料は4ページから5ページです。

まず、資料4ページ「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」番号1、編入について説明いたします。

申請地は、住吉校区能野里地区の土地3筆で、現況地目畑、面積3,039平米です。

申請理由としましては、多目的機能支払交付金事業に取り組むためということで

す。

農地区分は、現在、農振農用地区域外農地となっており、多面的機能支援支払交付金事業に取り組むに当たり、事業要件が農用地区域内農地である必要があることから、編入の申入れをするものです。

次に、資料4 ページ「農業地域振興整備計画変更に係る意見について」の番号2、用途変更を説明いたします。

申請地は、現和校区川氏地区の土地一筆で、現況地目畑、面積180平米です。

申請理由としましては、既存施設が老朽化のため、申請地に農機具用格納庫を建築したいとのことです。

農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地ですが、利用目的を畑から農業用施設用地への用途変更をするものです。

また、転用面積が200平米未満であることから、農地法第4条第1項第8号の規定により、農地転用届出書を提出していただいております。

周辺は道路、宅地、畑がありますが、隣接農地は一段高く、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。次に、資料4 ページ「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の番号3、除外について説明いたします。

申請地は、伊関校区沖ヶ浜田地区の土地3筆、台帳現況地目山林、合計面積1,643平米です。

申請理由は、風力発電設備関連施設を整備したいとのことです。

申請地は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内で、登記地目及び現況地目は山林となっています。用途区分は山林原野となっており、農用地区域から除外しようとするものです。

周辺は山林であり、風力発電施設設置であることから、周囲への影響はないと思われま

す。次に資料の4 ページ「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の番号4、除外と資料5 ページの「農地法第5条の規定に係る許可について」の番号1を合わせて説明いたします。

申請地は、下西校区川迎地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,280平米です。

申請理由は、申請地に作業場、資材置場、駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地で、転用するために農用地区域から除外しようとするものです。

土地の条件は、農振農用地区域外になった後は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、道路と畑がありますが、隣接の農地とは段差が高く、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれています。

続きまして、資料5ページ「農地法第5条の規定に係る許可について」の番号2を説明いたします。

申請地は、下西校区壅泊地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積は823平米のうち、499平米です。

申請理由は、申請地に一般住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、公共施設の整備状況が一定の程度に達している区域内にあることから、第3種農地の300メートル以内農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、道路と畑ありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、融資証明書により確認がとれております。

次に、資料5ページ「農地法第5条の規定に係る許可について」の番号3を説明いたします。

申請地は、榕城校区上之原町地区の土地2筆で、台帳現況地目畑、面積2,048平米です。

申請理由は、申請地に資材置場を整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周囲は宅地、道路、畑等ありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書より確認がとれております。

なお、賃借権の設定であることから、返還する場合は、原状回復することを確認しております。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。続いてこの件につきましては、12日に現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告を、議案第42号と43号、まとめてお願いいたします。

## ○10番委員

10番です。9月12日、調査員2名、事務局2名、農林水産課職員2名、熊毛職員1名、担当委員2名、計9名で、合同現地調査を実施いたしました。

農業振興地域整備計画変更に係る意見について、整理番号1から4を順に御報告いたします。

整理番号1について、この申請は、多面的機能支払交付金事業の対象農地を増やすため、申請農地を農用地区域内農地に編入するためのものです。編入することができれば多面的機能支払交付金事業により、農地の管理、維持が促進されることから、全員一致で問題ないとの意見の一致でございました。

整理番号2について報告いたします。この申請は申請地の375平米に180平米の倉庫を建設するため、農地から農業用施設用地に用途区分を変更するもので

す。申請人はお米を作っている兼業農家です。機械搬送の利便性も作業の効率も向上すると見込まれることから、全員一致で問題ないと意見の一致を見ました。

整理番号3について報告いたします。この申請は以前、令和4年5月と7月の定例総会において承認された案件と関連する風力発電施設の変電設備、蓄電池等の附帯設備用ヤードを整備するため、農用地区域内から除外するものです。申請地並びにその周辺は、山林で囲まれており、農業には影響はないと思われます。以上のことから、問題ないと意見の一致を見たところす。

整理番号4、について報告いたします。この申請は、農地法第5条の規定による許可を得るに当たり、農用地区域内から除外するものです。

農用地区域からの除外の基準を全て満たしているところから、問題ないと意見の一致を見たところす。

続きまして、「農地法第5条の規定による許可について」1から3を順に御報告いたします。

整理番号1について報告いたします。この申請地は先に御報告した農用地区域内からの除外を申請した整理番号4と同一の農地となります。譲渡人と譲受人は、御家族であるため、この申請は無償で、転用使用貸借権の設定となっております。申請農地は去年まで人に貸し、牧草を作っていたらしいのですが、返却後は、貸手が見つからず現在は、人の背丈ぐらいまで草が伸びている状態です。転用の許可基準の一つである一般基準を調査したところ、申請地周辺は、人家も多く、周辺の営農条件に悪影響を与えないとの意見の一致を見たところす。

続きまして、整理番号2について報告いたします。この申請は、住宅を建設するため、転用所有権移転の許可を求めるものです。申請農地は、今年の3月までキビを作付けしており、現在はきれいに整地されておりました。また、農地の境界には側溝があり排水経路を確認することが出来ました。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲受人の要望により、今回の申請に至ったとのことです。申請周辺は人家も多く、周辺の営農条件に悪影響を与えないとの意見の一致を見たところす。

整理番号3について報告いたします。この申請は、申請地に資材置場等を整備するため、転用貸借権設定の許可を求めるものです。一時転用を伴う貸借権は3年を設定しており、そのため、3年後には、確実に農地に戻すことが、この申請における前提条件となります。借り人は、古物商のほかに産業廃棄物も取り扱っている観点から、産業廃棄物等の資材置場として使用する可能性も考えられたので、その点を十分に説明するとともに、貸借期限が来る前に、文面にて事務局からの案内をしてもらおうこととお話ししております。また、申請地周辺は、人家も多く、周辺の営農条件に悪影響を与えないとの意見の一致を見たところす。以上です。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からの補足説明がありましたら、お願いをいたします。

まず、整理番号1番の編入ですけれども、7番委員お願いいたします。

## ○7番委員

調査委員長の報告のとおりで許可相当と思います。以上です。

**○議長**

続いて用途変更の整理番号2を6番委員お願いいたします。

**○6番委員**

6番です。調整委員長の報告通り、間違いありません。許可相当と考えます。

**○議長**

ありがとうございました。続いて除外の整理番号3を8番委員お願いいたします。

**○8番委員**

8番委員です。私、出張で立ち会えなかったのですが、推進委員にお話を伺ったら、許可相当ということでした。許可相当だと思います。

**○議長**

続きまして除外の整理番号4と5条の整理番号1と2を2番委員お願いいたします。

**○2番委員**

必要書類等、適切に提出されていたので、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

次に5条の整理番号3を5番委員お願いいたします。

**○5番委員**

5番委員です。申請地は借り人が現在事業を行っているところの隣接地になります。本人も、あんまりよく分からずに、先にこの地主から借りて、この申請を出したということです。「ちゃんと購入してする方法もありますよ」と説明しておきました。本人は、古物商と廃品回収業を行っておりますが、今度借りたいところは、古物商をやっている中で、売る商品を置くため、廃品を置くところではないという説明でした。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま、事務局また担当委員、のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

**○8番委員**

3点ほどちょっとお伺いをしたいのですが、まず整理番号1について、多面的機能支払交付金事業に活用するとお話を伺ったんですけども、この能野里地域の保全会の方々は今、土地をどのようにして活用していく予定があるのか計画が何かあるのか、そこら辺が分かっていたら教えてください。

**○事務局**

お答えします。まず多面的機能支払交付金事業についてですけれども、地域で組織を設立して、地域資源を守る活動を定期的継続的に実施するときは交付金がもらえるという事業です。以前は「農地・水」という事業名で交付金をもらっていたのですが、この多面的機能支払交付金については、交付金を計算するときに、その対象農地の面積かける単価で計算されます。

交付金の申請は5年ごとの更新ですが、途中で面積が変わる場合は、毎年7月までに変更申請をすることになります。今回の申請地は令和5年度からの事業の対象

となります。そのときに農用地区域内農地になっていないと対象農地にはならない為に、今回編入の申請をしたところです。

申請地は、少し荒れている感じでしたが、これを農用地区域に編入することでその地域の組織での活動が可能となり、農地の維持、草刈りとか、泥上げとか、あと軽微な補修とかをしていくということを聞いております。

### ○8番委員

すいません。分かりました。

整理番号2番の変更理由について、ちょっとお伺いしたいのですが、「農機具格納庫が老朽化により使用出来なくなり、新しい農機具格納庫を作る」と書かれているのですが、普通は、老朽化した格納庫を持っているのであれば、それを解体してそこに建て直すと思います。わざわざ老朽化したところをそのままにしておいて、新しく建てる理由をお伺いしたいのですけれども。

### ○12番委員

12番です。老朽化した倉庫は、実家の隣にあります。半分潰れているような倉庫でありまして、そこにわざわざ手をかけるよりはという考えみたくでした。今のこの畑の近くですので、ここに作りたいということでした。以上です。

### ○8番委員

最後にもう一ついいですか。非常に問題になるのではないかと危惧をするのですけれども、議案第43号の5ページの3番目のこの古物商の方が申請しているこの資材置場です。写真を映してもらっていいですか。

左側の写真は見てのとおり、近くを通られた方はお気づきだと思うのですけれども、ものすごい量の産廃がもう散乱しています。見てのとおり、もう広い面積にわたって、いつそこが片づいて処理されるのかっていう疑問も、もうなきにしもあらずっていう感じです。まずは環境衛生的な面から見て、行政もこれは注意をしないといけないのではないかなと思っています。県も含めて、この適正使用、適正管理をまず先にして、片づけができれば、ここをわざわざ、申請しなくても活用できるのではないかと思います。

道路沿いで、見た目も非常に悪いついていうこともあって、たやすくこの申請どおり許可して、ここを3年後には畑にして返すっていう約束があるということなのですが、果たしてそれが、大丈夫なのかという気もします。環境衛生的に見て、まず、この指導から先にしないといけないのではないかと思います。どんなもんでしょう。

### ○5番委員

8番委員のおっしゃることは、もつともです。本人にも確認したのですが、借りるということですが、いろんな資材やいろんな物を置いたときに、オイルが漏れたりとか、ぶつかってガラスが散乱したりとか、絶対現状には回復出来ないから、買ったかどうかと提案しました。そうしたら、早めを買うように検討したいという話ではありました。現状散乱しているのは、航空写真で見ればもう一目瞭然なのですが、お金になる物と、なかなかお金にならない物とかがあります。鉄が主ですので、1キロで、1円、0.5銭とかの値段の差でも船一艘になったら物すごい金額になるということで、相場待ちとか、それに伴って、船をチャーターするとか

で、ずっと置きっ放しになっている物も結構あるみたいです。自分は、この経営の中身までは分かりませんが、さっきも言いましたように古物商部門のお金になる物の置場にしたいということでした。廃品回収とは別にしたいということでした。

### ○8番委員

いいですか。僕が一番危惧しているのは、皆さんも御存じのとおり石堂に南種子町に本社があった大きな産廃会社がありました。あそこももう手つかずで、大変なことになりました。それでそのままの状態のままに置いているということもあって、鉄産業、地金産業っていうのはものすごく波がありますから、今鉄がいいから順調に流れているのしょうけれども、もし、今、会長職務代理がおっしゃったように、もう買うことを勧めたというお話があるのであれば、この賃貸借の転用よりは、売買での転用を進めたほうがいいと思います。農業委員会が、許可をして3年後に元に戻せない状態になるのであれば、買うほうを勧めて買うまで待つ方がいいと思います。ここは保留にしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

### ○議長

今、いろんな意見が出ておりますけれども、確かに言われるように、道から見るとなかなか中の方は見えないのですけれども、空から見ると、かなり鉄の残った分とかプラスチック類とかそういうのがまだ片づかない状態であるということだと思えます。産業廃棄物を取り扱っているっていうことは、残った物はちゃんと処分をするべきなのしょうけれども、それがかなり、野積になっているような状態に見えます。そこら辺の行政指導はどこがするのですかね。その辺は事務局で調べていただきたいと思えます。

皆さんから今あった意見のほかに、何かありますでしょうか。

### ○3番委員

自分もよくその現場を通るのですけれども、2、30年前からちょっとずつだったのが、増えて、何かもう減る様子はないなと思って、今後どんなになっていくのかなって思っています。どんどんどんどんなんか広がっていくような気がして、積み出している、片づけているのが、あんまり見えないので、本当に、大変なことになっていくのかなあと思っています。

### ○5番委員

すいません、さっきも言いましたが、経営の中身は分かりませんが、数がものすごく引けていくというか、需要のあるような再生資材とか、もう全然、お金をかけても処分が出来ないような物までいろんな物が集まっています。それで以前、洲之崎地区にもこういう所があったのですが、見苦しいとかいろんな意見がそこを通る人が言います。しかし、廃棄物というのは、この人が集めているから、市内がこれだけで保っているという側面もあると思えます。この人がいなければ、山の中に投げ込む人が、ものすごく多くなると思えます。プラスチックゴミとか塩化ビニール系などいろんなゴミが、家一軒解体したらものすごく出ます。それで、鉄だけ欲しいとかいう業者ではなくて、それを受入れてくれている方ですので、運営に否定は出来ないと思えます。いかがなものでしょうか。再考していただきたいと思えます。

### ○議長

そうですね、確かに使わなくなった冷蔵庫やテレビなど引き取ってもらうところがなければどうにもならないのですけれども、皆さんから今いっぱいいろいろな意見が出ました。これを踏まえて、ほかに御意見が無いようであれば、採決をしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

ただ賛成でいくか、条件を付けて賛成反対をするかっていうこともありかと思えますけれども。

### ○8番委員

もうできれば、この3番に関しては、一旦保留にさせていただいて、まず、行政側に詳しい話を聞いて、それをまた来月に上げてもらうというのはどうでしょうか。

### ○議長

それではですね、まず、質疑が終わりましたので、取りあえず頭のほうから採決できるところを採決していきたいと思います。

まず、議案第42号「農業振興地域計画変更に係る意見について」の番号1の編入についての採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第42号「農業振興地域計画変更に係る意見について」の番号2の用途変更について採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第42号「農業振興地域計画変更に係る意見について」の番号3と4の除外について採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。全会一致ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可について」番号1について採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして、「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号2につい

て、賛成される委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**○議長**

はい、ありがとうございます。全会一致で賛成ですので、許可することに決定をいたしました。

続いて整理番号3のほうです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

**○5番委員**

意見ですが、いいですか。

**○議長**

どうぞ。

**○5番委員**

これはちょっと自分も購入を進めていますので、もう一回差し戻すか保留にして、購入の話が成立してから申請してもらうことは出来ないですか。

**○議長**

確かに言うように非常に必要な施設ですので、ただ許可、不許可ではなくて、今の溜まっている状態の対策も行政のほうから指導もしていただきながら、今回は、差し戻しということで、次にもう一回申請をしてもらって、購入できるのであれば購入と、そういうことでよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

**○議長**

事務局は、今日の決定事項を相手方に説明をして、新たにまた申請をしていただくということでよろしいでしょうか。

**○事務局**

はい、分かりました。

**○議長**

それでは、続きまして日程第6、議案第44号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

**○事務局**

日程第6、議案第44号「非農地証明について」を説明いたします。資料は6ページになります。

1番です。下西校区川迎地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在は宅地となっております。交付基準2に基づく申請です。

2番です。榕城校区本立地区になります。台帳地目は畑、田ですが、昭和45年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

3番です。住吉校区深川地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

4番です。同じく住吉校区深川地区です。台帳地目は田ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても12日に現地調査が行われております。調査委員長報告をお願いいたします。

### ○10番委員

10番です。非農地証明について1から4の順に、御報告いたします。

整理番号1について報告いたします。申請地は、市の所有地であります。平成24年1月に寄附されたとのことですが、その当時は、農地ではありませんでした。しかし、令和4年8月に再測量すると、農地に含まれていたため、今回の申請となったことです。申請地には、昭和40年頃から建物が建っており、非農地証明交付基準に該当するとの意見の一致を見たところ です。

整理番号2について御報告いたします。申請地は、申請人所有で、現在資材置場となっております。昭和45年から耕作しておらず、平成10年、12年に申請人が購入し、荒地地だった申請地を整備し、資材置場として使用してきたとのこと です。交付基準2に該当するとの意見の一致を見たところ です。

整理番号3について報告いたします。申請地は、現在、牛舎と思われる小屋が建っており、ほか墓もありました。小屋は昭和40年頃から立っていたとのこと で、交付基準2に該当すると意見の一致を見たところ であります。

整理番号4について報告いたします。申請地は、道路から山の小路を、歩いて5分ほど登った場所にあり、杉が植林されておりました。車道もなく、復旧は不可能ということで交付基準1の(イ)に該当すると意見の一致を見たところ です。

以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員のほうから補足説明がありましたら、お願いをいたします。まず整理番号1を2番委員お願いいたします。

### ○2番委員

はい、2番です。調査委員長の報告どおりです。以上です。

### ○議長

整理番号2のほうは、私の担当なので報告をいたします。調査委員長の言われるとおりです。

続きまして整理番号3番4番について、13番お願いします。

### ○13番委員

はい、13番委員です。

3番4番についても、調査委員長の報告どおり間違いありません。許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

### ○8番委員

すいません。整理番号1についてちょっと補足説明をお願いしたいのですけれども、整理番号1はもう皆さんも御存じだと思いますが、防衛省の自衛隊の官舎ができる予定地ということになっております。今回の申請地以外にも農地があって、その取扱いを農業委員会の許可は不要という法律があるということで、議会のほうでは説明を受けましたが、補足説明も含めて事務局で詳細をお願いします。

### ○事務局

今回の申請のところは建物が結構前から建っていたということで、今回、非農地ということで扱っております。馬毛島とは全く関係なしということでございます。今の写真のほうで青い四角のところの上のほうに、ハウスが建っているのですが、これは2年前に撤去して、今、更地になっております。そこについて、9月5日に転用申請が市と防衛省のほうから上がってきましたので、内容を精査しました。

国とか都道府県の公共転用については、21年の法改正までは許可不要ということでしたが、改正後、農地法の第5条第4項において、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舎については、法定協議が必要となりました。申請があった後、県と協議をしたところ、農地法施行規則第25条第5項に、宿舎においては、「職務上常駐を必要とする職員のためのものは除く」という一文が書いてあったことから、本来は許可不要となるのですが、宿舎については、許可がいるということになり、その中でまた、常駐する場合は除くとなっているので、「許可不要」という判断になったところです。

これは申請が上がってきてから、内容の精査をしたところでしたので、ちょっと時間がかかりましたが、議会では「許可不要」と報告をしたところでございます。

以上です。

### ○議長

今の説明でよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

( 挙手なし )

### ○議長

それでは無いようですので、議案第44号「非農地証明について」の採決をいたします。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第7、議案第45号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

### ○事務局

日程第7、議案第45号「あっせんについて」を御説明いたします。資料は7ページから8ページになります。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は、国上校区寺之門地区です。賃料は、10アール当たり9,000円で売買も考えているとのこと。

あっせん委員につきましては、3番中村逸夫委員と9番河本アツミ委員をお願い

いたします。

2番です。「貸したい」の申出です。場所は、国上校区上之古田地区になります。耕作していただければ、賃料は要らないとのことです。

あっせん委員につきましては、3番中村逸夫委員と9番河本アツミ委員にお願いいたします。

3番です。「売りたい」の申出です。場所は、伊関校区沖ヶ浜田地区です。価格に関しては相談に応じますとのことです。

あっせん委員につきましては、1番日高仙三委員と8番杉為昭委員にお願いいたします。

以上で説明を終わります。

### ○議長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから説明がありました。何か御意見等ありましたらお願いします。

( 挙手なし )

### ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方、よろしくお願いをいたします。

続きまして日程第8、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いいたします。

### ○事務局

日程第8、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、利用権の設定についてです。9ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年10月1日から令和7年11月30日までの3年2か月間、地目畑、面積6,753平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間、地目田、面積4,155平米、地目畑、面積6,411平米の合計面積10,566平米、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。

内訳につきましては、10ページを詳細につきましては、11ページから15ページを御覧ください。

続きまして、所有権移転について説明いたします。16ページをお開きください。

1段目です。移転の時期は令和4年10月1日、地目畑、面積154平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、17ページを詳細につきましては、18ページから20ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。21ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間、地目田、面積7,464平米、地目畑、面積40,890平米、合計面積48,3

54平米、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

内訳につきましては22ページを、詳細につきましては23ページから29ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。30ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間、地目田、面積7,464平米、地目畑、面積40,890平米、合計面積48,354平米、利用権の設定をする者1人、受ける者8人です。

内訳につきましては31ページを詳細につきましては、32ページから40ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

それでは続いて担当委員の報告をお願いします。利用権設定整理番号1について、5番委員、報告をお願いします。

### ○5番委員

はい、5番です。9月21日の9時、現地調査を行っております。立会いは、借り人の方と自分と担当推進委員の3名です。貸し人の方はちょうど勤務中で、電話で確認をとったところです。

場所は、竹鶴集落内にあります貸し人の家のすぐ隣の畑です。以前は、キビの大規模法人が作っていたそうですが、入り込んだところにありまして、返還されたということで、耕耘した後はキビと背の高い草が茂った状態になっておりました。

借り人は牛を飼っておりまして、牧草を作りたいということです。

担当推進委員のあっせんによる契約です。問題ないと思います。よろしくお願います。

### ○議長

続きまして、利用権設定整理番号2について、6番委員をお願いします。

### ○6番委員

6番です。整理番号2について報告いたします。

9月22日朝8時半より、借り人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認を行いました。

借り人は、貸し人と同じ集落で、キビ、安納イモ、スナップ、カボチャ等、農業経営を営んでいる認定農家でございます。

貸し人は離農したいということで、以前私のほうに相談もありまして、借り人に話をしたところ、借りたいということで、今回の申請になりました。

借り人は、技術的にも問題なく、機械類も一式そろっており、何ら問題ないと思います。

なお、貸し人には面談の上、確認を取っております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

続きまして、利用権設定、整理番号3について8番委員報告をお願いします。

## ○8番委員

はい、8番委員です。整理番号3番について御報告をいたします。

昨日22日午後、担当推進委員、借受人立会いのもと、現地を確認いたしました。

貸し人につきましては、86歳ということで御高齢の方で昨年御主人を亡くして、後継者もない状態であります。

借受人は、皆様御存じのとおり安納の大規模株式会社で安納イモを中心にジャガイモ等を作付して販売までしている会社でございます。

現地には今期、ジャガイモを植え付ける準備をしており、ロータリーがけをしておりました。

機械等経営等も何ら問題なく、許可相当と思います。皆様の御審議をよろしくお願ひします。以上です。

## ○議長

はい。続きまして、利用権設定整理番号4について、12番委員お願ひします。

## ○12番委員

12番です。整理番号4について報告いたします。

9月21日夕方5時半、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は安納イモ、米、サトウキビ等を生産する現和校区在住の認定農家です。

貸し人は、高齢で農業は出来ないため、今回の契約となったそうです。

借り人は、飼料米を作りたいとのこと。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人は、高齢のため、隣に住んでいる娘さんへ電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

## ○議長

はい、ありがとうございました。続きまして所有権移転整理番号1について、12番委員お願ひします。

## ○12番委員

12番です。整理番号1について報告いたします。

譲受人は、安納イモ、米等を生産する現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は、下西に住む土地持ち非農家です。

この畑の北側に倉庫が2棟あり、資材、農機具置場で使いたいので、畑、倉庫合わせての購入です。農業委員会の方では、畑の申請となっております。小さい畑ですので、野菜を植えたいとのこと。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは、電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから、説明報告がありました。質疑等ありましたら、挙手でお願ひをいたします。

( 挙手なし )

**○議長**

無いようですので、これから議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

1 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

5 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印